

## 追加質疑

### 齊藤

ありがとうございました。

都立図書館が放出してしまう広域の地域資料をどう救うかが、多摩デポでも館長会でも大変大きな課題になったわけです。対案がなかなか浮かばない中で、八王子市が多摩の地域資料分に関しては一括で引き取ってくれることになりました。一つの市で受け入れるとなると、中村館長のお話にあったような、当然、スペース、人力、あるいはお金の問題があるわけです。それを乗り越えて八王子市は受け入れ、そして公開を図ることになります。そうすると他の自治体の図書館にとっては、利用者から請求されたら、自館で無いものでも八王子市に頼めば貸してもらって提供できる仕組みを、多摩の中で作っていただけたことになる。

それでも都立図書館はまだ複本分の処分をやめてはいません。先ほど言いました 14 万冊が今また、「再活用」で処分されようとしています。

少しここで、都立図書館の役割について議論ができればと思います。「図書館のための図書館」、市町村のサービスを後ろで支える都立図書館を目指していたはずのものが方向転換してしまった。それで、その後どんなことが起きているのか、雨谷さんに話していただきたいのですが。

### 雨谷

これについては、都立の資料を借りて市民の方々に提供して下さっている手嶋さんにお話いただいた方が良いかもしれませんが、都立図書館の本をお貸しする立場で、お話しします。

都立では、発行から 30 年経ったら保存年限を見直すということが進んでいます。30 年も前に発行されたものは、余程の理由がない限り除籍されてしまう可能性が高いのです。つまり、ここに参加している多くの方々は自分が高校生時代に手にしたものを都立図書館でもう一度見ようとしても見られないかもしれないということです。従来、都立図書館では、市区町村の図書館のバックアップをするということで、相互協力事業の一環として「他館資料の保存及び廃棄図書の利用、あっせん」を行う方針を持っていたのですが、一転して、本来の再活用ができなくなっています。

市町村の図書館も 70 年代から 80 年代にできたところが多いので、30 年前の 1980 年代のものを所蔵している可能性もありますが、どこも書庫に余裕はなく、新刊書を入れるためのスペースに苦勞しているのが実情だというのはご存知の通りです。雑誌をはじめとして、複数の館で所蔵しているものの一部は、全域での利用を前提に都立多摩図書館に提供していただいたものもありますので、これらがどう扱われようとしているのか危惧しています。資料提供のバックアップに都立図書館が積極的だったからこそ、多摩図書館に提供して下さったはずですから。多摩図書館開設当時は、貸してもらえる＝いつでも使えるということをして前提にしているから、「じゃあちょっと預かっておいてもらおうか」というふうなことで提供されたと思うんですね。「ついた予算で買った本を入れるところが無い」というのをスペースを空けることによって活路を見い出そう、「ちょっと前に発行されたもの

を読めるようなシステムを作っておくということでは、都立図書館の役割は十分ある」ということが、お互いの関係の中で考えられてきていたんだと思います。

ところが、その辺も見直しに来てしまっています。都立図書館への来館者数重視です。貸出可能な資料を制限し、貸出期間を短縮し、個人貸し出しを制限する方向です。

「個人のお家に持って帰って読める」というのは、とても重要なことです。いくら開館時間が長くなっているとはいえ、その開館時間中にその場所で読むということはなかなか難しいものです。年金生活で時間が十分できたという人はだんだんお金と体力が無くなってくるので、遠くへ出かけるのは難しくなりますし、若い世代の人たちはなんだかんだ忙しく、余程迫られた必要がない限り、図書館で長時間過ごすのは難しいですね。個人の家に持って帰って読むというシステムはこれからも持ち続けていきたいものだと思います。

当初、都立から区市町村への貸出期間は、都立から区市町村中心館への往復の各一週間＋区市町村の個人貸し出し期間プラス $\alpha$ （区市町村から利用者への連絡後、借り出しに来てもらうまでの猶予期間）で設定するという考え方だったことを申し添えておきます。

## 齊藤

ありがとうございます。

私も立川市図書館に勤めている時にこういう経験をしています。利用者はもう相当高齢の方でした。小汀利得(おばまとしえ)、「オバマリトク」さんの著作が読みたい、という問い合わせでした。立川市では持っていなかったのです。都立図書館では所蔵していたのですが、都立図書館は昭和25年以前の資料は、その時にはもう貸出してくれなかった。で、その方に「すみません。都立図書館は所蔵していますが、借りられないので都立図書館まで読みに行ってください」とは言えなかった。相当高齢の方ですから都立中央図書館まで行ってくださいとは言えなくて、都立が貸してくれないので他の道府県立図書館で貸してくれるところを探して、借りて提供した記憶があります。都立図書館の都民サービスって何なのかと、つくづく思いました。

手嶋さん、そういう経験ないですか？

## 手嶋

そういう話ならいくらでもありますよ。刊行後30年を経過した図書・雑誌については、借りた館での館内閲覧（貸出禁止）ということになっています。個人に対する貸出しは認められていないんです。それからあと、貸出期間が短縮になったりですね。いま28日間でしたっけ、都立から借りられるのは、その前が35日で、その前が45日間だったと思いますけれど、どんどん短縮されてるんですね。そういうことで、町田でも都立で持っているから借りようとしても貸してもらえない、あるいは借りても館内閲覧止めってことになっちゃうんで、利用者にそういう話をすると、館内閲覧でもいいから借りたいっていう方はいらっしゃるんですけども、でもやはり借りて読みたいって方もいらっしゃるわけなんですね。そういう時にどうするかというと、例えば神奈川県立図書館から借りるんですね。それって変ですよ。だって都立図書館で持っている本なんですよ。持っていない本だったら、他の道府県立あるいは他の自治体の図書館から借りるっていうことは当然あるわけですけども、都立が持っているのにそれを借りても利用者に個人貸出ができない、そういう例っ

て一杯あるんですね。そういう統計もとっているんですけども、やはり都立図書館から協力貸出の件数というのはだいぶ減ってます。実際に、協力貸出全体が減っているかというところではなくて、他の自治体の図書館から借りてくるケースというのが多いです。今私は再任用職員としてさるびあ図書館というところで移動図書館に乗っているんですけども、移動図書館って2週間に1度の巡回しかしないんですね。ですから先ほど言った28日間の貸出しだと絶対間に合わないんです。でも都立はですね、督促が結構うるさいんですよ。はやく返せっていうことで。それを防ぐために、本音を言うと私は個人的には少しくらい返さないで遅れたっていいじゃないかって思っているんですけど、あんまりそういうことも言えないので、どうしてるかというところ、やはり主に都内の市町村で、同じ資料があれば都立から借りないで、多摩地域の自治体から借りる。そうすると返却が遅れてもいいということではないんですけども、利用者のことを考えてくださる自治体の図書館ですから、大目に見てくださるということで、移動図書館の場合にはどうしても遅れがちになるので、そういうことでの対応も図っているということです。それは協力貸出の担当者がそういう配慮というか、実際に都立から借りるよりもそうした方が利用者にとって利便性が高いという、そういう判断をしてそういうことをやっているんですね。でもそれは、都立図書館の思うつぼにはまってしまうことになる訳です。

#### 参加者Aさん

都立図書館が貸してくれないのなら、国立国会図書館から取り寄せることも可能ですよね。

#### 齊藤

国立国会図書館からの借用は、個人貸出ができないので、館内で見ただけかなきゃいけないんですよね。

#### 参加者Aさん

館内では見ることはできるんですね。

#### 齊藤

国立国会図書館の本でも図書館までは持ってくることはできますが、館内閲覧しかできないのです。

先程の高齢の方の場合は、他の道府県図書館で借りられたので、個人貸出できましたけれど、都民へのサービスなので、都立図書館が所蔵しているなら、都内の図書館に貸してくれる必要があるだろうとは思っていますよね。

#### 参加者Aさん

保存を考えると図書のデジタル化は避けられないのではないかと。

#### 齊藤

これからの、というのが課題になっていますので、それもお話の方がいいかとは思っ

ていました。都立図書館からの借用冊数に関しては、資料を付けておきました。西東京市の中川恭一さんが作られた資料で、都立から市町村が借りている本の冊数は毎年減ってきている、というのがこれでわかります。そのかわり、区市町村から、つまり都内の都立ではない図書館から借りるのが増えているという状況です。雨谷さんが最初に言ったように、区市町村をバックアップするための都立図書館であれば、やはり都立から資料が借りられるのが、一番、利用者サービスにいいのかなと思うのです。ここらへんがなかなか機能しないのが問題です。その問題をどうにか解決できないかと、共同保存図書館ということを考えてきましたが、まだ実現をしていないわけです。

今後に関しては、資料デジタル化の話は避けて通れないだろうと思います。ただ、デジタル化をする時でも、現物資料はやっぱりどうしても必要になるのです。そのための原資として、やはり都立は複本で持っているものをうまく使えばいいのに。特に、地域資料に関しては、都立図書館はあれだけの資料を複本で持っているのなら一部をきちっと保存しておいて電子化の原資として使う、というような必要性はあっただろう。それも放棄してしまった、というふうに思っています。ただそれを、一部救ってくれる図書館がありました。あるいは考えている共同保存図書館ができることになれば、その中で電子化の原資も確保していけるのではないかというふうに考えています。

それともうひとつ、デジタル化の話でいうと、バーチャルな形での共同保存も今回提案をさせていただいています。多摩地域内でたくさん持っている資料はある程度の範囲で廃棄するのはやむを得ない。けれども、多摩地域内で最後の1冊、最後の2冊目になるような資料をすぐに検索できる仕組みを作っていく、その中で個々の図書館で捨てる捨てないという判断が適切にしやすい形にできないか、というようなことです。

それでも、それぞれの自治体に関してはもう保存スペースは満杯な状態ですよ。中村館長の八王子市も相当厳しい状況ではないですか。

## 中村

八王子市はさっきお話したように、多摩地域資料を入れるために外部書庫を17,000冊分確保しました。でも今はもうそこも一杯です。八王子市で去年1年間に購入した冊数は46,000冊です。46,000冊を新たに入れるということは、以前からの蔵書がそのまま閉架書庫に入るわけは当然ありませんので、除籍も21,000冊行っています。ですから新しいものを買いつつ古いものを捨てていく。古い蔵書の中には、本当はこれ捨てたくないというものも、最終的に最後の1冊でも場所がなかった場合、司書が判断して処分しているという実情です。自分たちが捨てたくないものも捨てざるを得ない状況があります。それをどこかやはり責任を持ってきちんと残して提供できる仕組みが成り立っていけば、本がずっと生かされるのかなというふうに思っています。

## 齊藤

その仕組みとして都立図書館の役割は大変大きいと思う。さっきありましたが、滋賀県では県立図書館がリーダーシップと責任を持って共同保存をやっているということです。そのへんについて、手嶋さんの意見をお聞きしていいでしょうか。

## 手嶋

やはりですね、都道府県立図書館の役割として市町村立図書館をバックアップするという役割は基本的機能ですよ。それは一番大切な機能だと思うんですね。そういう意味でいえば滋賀県立がやっている。実は現地を見てないので何とも言えないんですけども、書かれているものを読んだ限りではそれだけのスペースですね、保存機能を持たせた保存書庫ということで確保したということしか知らないんです。それは今後都立多摩図書館が、今立川にありますけれども国分寺に移転することになっているわけですよ。現状よりもスペースもかなりあるというふうに聞いています。座間会長と齊藤事務局長が東京都の教育庁へ行って話をし、事実上門前払いを食ったということのようですよ。そういう中でも質問書という形で投げかけてまいりですけども、やはり都立多摩図書館の機能としてですね、そういった保存機能を十分持たせることが大事だと考えています。都立図書館が館長協議会との話し合いの中ではそこまで考えてないということもはっきり言っているみたいですから、なかなかすぐ展望がひらけるとは思いませんけれども、せっかくの機会ですから、この機会を最大限生かしていくために、やはり館長協議会との連携も必要なのかなとそういうふうには思っています。そういう中で、やはり当 NPO が果たせる役割というのがあるんじゃないかなと思っています。

## 齊藤

ありがとうございます。会場の中で発言したい方がいらっしゃるのじゃないかと思いますが、いかがでしょうか？

## 参加者Bさん

このような東京都の縮小計画は、何故出されたのか。今後多摩デポでもデジタル化を考えていこうということですが、もう少し具体的なお話を。

## 雨谷

財政状況の悪化と、職員構成です。都立中央図書館ができるときに大量採用した職員たちの退職の時期が近づいているというのが目に見えた時に、業務量を削減しなければ、新たに職員を採用しなければならないけれども、都全体の定数削減方針の中で新規採用は控えたいという事情があったのが大きな要因です。この直前までは、初めに申し上げましたように、「あり検」は何度も行われているのですが、業務について職員からボトムアップしていくことができました。その時代が長かったのですが、この「あり検」の時点では財政状況と職員構成を打破するのにどうするかということ、一般職員の関与しない所で検討がなされてきたので、我々下々には、いま申し上げたようなことを想像するしかなく、明快なお答えができずにすみません。

## 齊藤

都立はそういう状況で。あとデジタル化の話では、具体的に多摩デポが資料デジタル化を中心的にやるような状況ではないと思います。ただ、デジタル化をしていく原資、特に地域資料に関してはきちっとデジタル化するという提言をしていくことは必要だとは思っ

ています。まだ組織決定しているわけではありません。いま決定している中身は、リアルな共同保存のスペースが確保されなくてもバーチャルな共同保存の仕組みをもう作ってしまおうと。個々の図書館で所蔵している資料が多摩地域で最後の1冊、2冊に該当するかどうか分かる仕組みですね、これを研究をしていこうというのが、今の多摩デポです。

私はデジタル化だけがいいものだとは思ってなくて、やっぱり本が残っていくことが必要だというふうに思っています。ただデジタル化も避けて通れない話だとは思っています。

## 齊藤

先ほど中村館長からもありましたが、もう各図書館の書庫は満杯状態です。どこかで共同で保存できる場所を求めている図書館はたぶん多いと思います。多摩デポだけで作ることはできませんが、各自治体の図書館と協力をしながらやっていくことが必要になります。一つでも多くの自治体にご理解いただく取り組みをしていきたいと思っています。都立図書館のあり方とか、保存における図書館の連携というような話題が出てきたと思います。今日の議論を今後につなげていければいいと思います。これでパネルディスカッションを終わりにさせていただければと思います。

三人の講師の方、ありがとうございました。